

## **[事案 27-219] 損害賠償請求**

・平成 28 年 5 月 25 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

クレジットカードで保険料を年払いする場合に、支払月が初年度とそれ以降で変わることの説明がなかったことを理由として、クレジットカードポイントの差額相当額の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 27 年 3 月に契約した終身保険について、以下の理由により、クレジットカードで毎年 2 月に保険料を支払い続けた場合に付与されるポイントと、毎年 3 月に支払い続けた場合に付与されるポイントとの差額相当額を支払ってほしい。

- (1) 契約時、募集人に対し、クレジットカードで 2 月に保険料を支払いたい旨を伝えているが、1 年目と 2 年目以降で支払月が変わることは説明されなかった。
- (2) 2 月は自分の誕生日であり、クレジットカードのポイントは 5 倍となる。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人から、毎年 2 月にクレジットカードで支払いたいとの要望は受けていない。
- (2) 募集人は、クレジットカードによる保険料支払いを強く奨励したことはない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の保険料の支払月に関する説明に不十分な点があったかどうかなど契約時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。なお、申立人への事情聴取は、申立人側の事情により電話にて行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、クレジットカードによる年払保険料の支払月に関する、募集人の誤った説明は認められず、また、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。